

2019 年度後期授業料免除の申請について

(学部・大学院共通)

1 授業料免除の制度について

授業料は、毎年前期と後期の2期に分けて納入することになっています。本学では、次の事由のいずれかに該当する場合は、本人の申請に基づき審査のうえ、各期の授業料の全額又は半額を免除する制度があります。

- ①経済的理由により授業料の納入が困難であり、かつ学業成績が優秀である者
- ②各期の授業料納付期限前6か月以内（新入学生の場合は前期に限り入学前1年以内）において、学資負担者が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が天災その他の災害を受け、経済的理由により授業料の納入が困難である者

2 対象者

授業料免除の申請を行うには、原則として日本学生支援機構奨学金または富山県奨学資金などの自治体や民間団体の奨学金を受給しているか、申請していることが条件となっています。

3 授業料免除申請後の審査・決定について

審査は、申請者から提出された「授業料免除等申請書」をもとに、家計及び学力が基準に合致しているかを判断します。

免除の可否は、文書で通知する予定であり（後期分は12月～1月予定）、申請者の授業料納付は免除可否決定後となります。

全額免除以外（半額免除または非該当）の決定を受けた場合は、所定の授業料を納入してください。

なお、授業料免除の申請・審査は前期・後期ごとに行います。前期に授業料免除決定を受けた場合でも、後期にも申請が必要ですのでご注意ください。

4 提出する書類

- ① 「2019年度後期分授業料免除等申請書」（様式第4号）
- ② 「審査票」（別紙「記入方法」参照）
- ③ 所得証明書（就学者を除く世帯全員分）※全員提出してください。
- ④ 各種証明書類（別紙「授業料等免除等申請書に添付する証明書等」参照）

※提出書類が前期の申請時とは異なりますので、別紙「授業料等免除等申請書に添付する証明書等」は必ずご確認ください。

5 その他

審査の際、申請内容の確認のため、申請者（学生本人）に電話連絡をさせていただくことがあります。確認ができないと、審査に遅れが生じますので、大学からの電話には必ず出ていただくか、ご都合が悪い場合は折り返しご連絡いただきますようお願いいたします。

申請受付期限 10月18日(金)17時まで【厳守】（事務局窓口）

※申請書類は、9月18日(水)から、本学ホームページよりダウンロードできます。

※事務局による申請書類の配布は行いませんので、申請希望者は各自印刷を行い、必要書類を揃えて提出してください（印刷する術がない場合は問い合わせください）。

※期限を過ぎた場合の申請は一切受け付けませんのでご注意ください。

(事務担当)

【射水キャンパス】

事務局教務課学生係

TEL 0766-56-7500 (代)

【富山キャンパス】

事務部教務学生課

TEL 076-464-5410 (代)